

「第1回 遠隔操作等荷役機械の導入に必要となる安全確保の方策に係る検討委員会（R7. 2. 28開催）」
 における主な質問・意見等と回答・対応

議事	No.	質問・意見等	回答・対応
(1) 委員会 での検討事 項	1	・モデル運用規程には、どの程度の拘束力があるのか。	・移動式荷役機械（遠隔操作化等がされたもので、ガントリークレーンを除く）については、技術基準の維持告示に基づくもので、施設を安全な状態に維持するために必要な運用規程を策定することは、義務である。（違反しても罰則はない） ・遠隔操作化等のガントリークレーンに対しても、技術基準の維持告示に運用規程を策定する規定を追加し、策定することを義務とする予定。 ・モデル運用規程は、各港が策定する運用規程の記載内容を拘束するものではなく、運用規程を策定する際の参考としていただく位置づけとしたい。
	2	・共通編は、RTGとガントリークレーン以外の遠隔操作等荷役機械も含むのか。	・共通編には、RTGとGC以外の遠隔操作荷役機械も含める。 →対象となる機械の一覧表を添付した。（資料4 p. 2） ・対象となる荷役機械を導入する際に、設置者等が自ら運用規程を策定できるように、最低限どんな手順で、何を記載するかを取りまとめる。 →議事2で概要を説明する。
	3	・維持告示第5条第1項第4号では、衝突防止に必要な措置を明確化することになっているが、今回検討するリスク対象は衝突防止だけとなるのか。	・最も注目すべき危険事象は衝突であるが、他のリスクも対象とする。 →参考資料2 RTG-3, GC-5～7に想定するリスクを記載している。議事2で議論したい。 ・維持告示第5条第1項第5号に、「全各号に掲げるもののほか、安全な状態に維持するために必要な運用規程の整備」と記載されており、衝突以外のリスクも考慮して運用規程を整備することになっている。
	4	・ロック解除を忘れて、トラックもコンテナと一緒に吊り上げる事故もある。	・遠隔操作化・自動化により吊り上げのリスクが増えるのであれば、モデル運用規程においても、標準的なリスクとして取り上げる。 ・吊り上げられたトラックが落下して地面と衝突することが危険事象ともみなせるので、広い意味では衝突に含まれると解釈できる。 →参考資料2のモデル運用規程 RTG-3に記載した。

「第1回 遠隔操作等荷役機械の導入に必要となる安全確保の方策に係る検討委員会（R7. 2. 28開催）」
における主な質問・意見等と回答・対応

議事	No.	質問・意見等	回答・対応
(2) 「遠隔操作タワークレーンの安全性の認証制度」及び関連する「日本クレーン協会規格」	5	・タワークレーンにおいて、機能安全設計やリスクアセスメントを実施するのは誰か？	・タワークレーンの設置者となる。労働基準監督署に設置届を提出する際にリスクアセスメント、リスク低減方策、機能安全設計についての説明資料が必要となる。 ・なお、建設プロジェクトのリーダー（責任者）が、タワークレーンの設置者となる。
	6	・認証制度は、どのようなものか。	・規格通り実施しているから合格ではなく、適合性認証のように内容まで見て、チェックする制度。
(3) 遠隔操作荷役機械の安全確保の方策の検討に向けた情報収集	7	・リモコン操作の定義を教えて欲しい。 ・それぞれのモードが何を意味するのか、その定義を明確にして欲しい。	・リモコン操作とは、RTGに搭乗する必要が無く、RTGの足元付近で行う操作のことである。 ・各モードの説明は、共通編の用語の定義に記載した。（参考資料2 共通-4）
(4) モデル運用規程の検討方針	8	資料4のP3右図において、「(2) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施」が共通編とRTG編とGC編に、それぞれ記載されている。共通編で実施すべきことを記載し、例えばRTG編で固有の話があれば、追加するということか？	・共通編では、リスクアセスメントの実施方法を説明し、実施例をRTG編とGC編に記載することを考えている。（資料4 p. 3） →議事2で概要を説明する。